

地方公務員の定年延長について ～概要と問題点～

地方公務員法が改正され、教職員も「2023年度内に60歳になる方」から段階的に定年が引き上げられ、2031年度に「65歳定年制」が完了します。

一方、年金支給は65歳へと段階的に引き上げられ、今年度退職される方からは、65歳まで完全に無年金の状況となります。

雇用と年金の確実な接続のためには、定年年齢の引き上げは必要なことですが、しかし改定された内容には多くの問題が残されており、このままでは60歳以後65歳定年までの生活に大きな不安をもたらします。

今後の組合交渉をみんなで進めるために、ぜひこの資料を活用しましょう。

1 「地方公務員法の一部を改正する法律」の概要

① 定年年齢の段階的延長

2023（令和5）年度に60歳を迎える職員から、2年に1歳ずつ定年を引き上げられます。

② 「役職定年制」を導入

管理職手当の対象となっている職員は、60歳を役職定年とします。

③ 「定年前再任用短時間勤務制」の導入

60歳に達した以後、定年前に退職した職員について、希望により65歳まで短時間勤務の職に採用されます。

④ 給料の減額

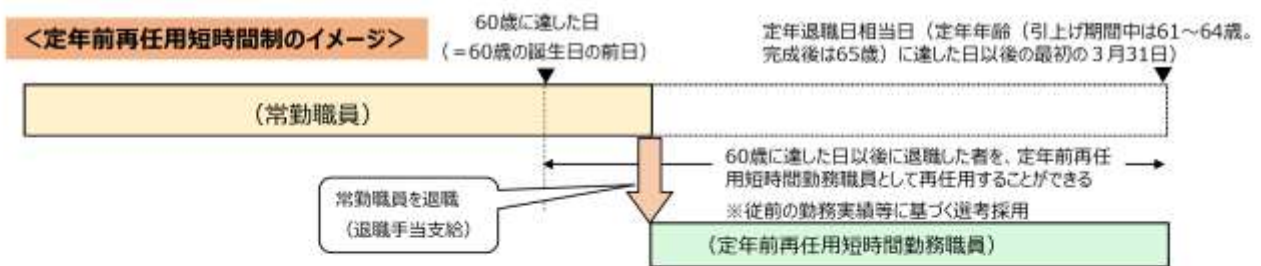
60歳を超える職員の給料月額は、60歳前の7割水準となります。

2 段階的定年延長の内容

表のように、2023年度に60歳を迎える職員の定年は61歳となり、以後2年ごとに1歳ずつ引き上げられます。

現行の再任用職員は、2022年度の定年退職者から「暫定再任用職員」と名称が変わります。2021年度以前に再任用された職員も、「暫定再任用職員」とみなして任用が継続されます。

また、定年前に短時間勤務制に再任用される場合、現行の短時間再任用との違いは以下のようになります。



（参考1）定年前再任用短時間勤務制と現行の再任用制度（短時間勤務）の比較

	定年前再任用短時間勤務制	現行の再任用制度（短時間勤務）
職員の身分	非常勤職員（短時間勤務の職）	非常勤職員（短時間勤務の職）
職の異動（身分の変動）	退職後、短時間勤務の職に再任用	あり（短時間勤務の職に再任用）
定員定数上の取扱	定員外（フルタイム勤務職員と区別して別途管理）	定員外（フルタイム勤務職員と区別して別途管理）
制度利用可能年齢	60歳以降	60歳以降
給与	国家公務員の再任用職員の給与に準ずる	国家公務員の再任用職員の給与に準ずる
任期	常勤職員の定年退職日に当たる日まで	1年を超えない範囲内
その他	フルタイム勤務への復帰は不可（公募等を通じた選考採用は可能）	フルタイム勤務への復帰は不可（公募等を通じた選考採用は可能）

（参考2）定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用ができるよう、現行の再任用制度と同様の仕組み（暫定再任用制度）を措置。

【表】定年年齢の段階的引き上げ

年度	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
定年	60	60	61	61	62	62	63	63	64	64	65	65	65
65(62)	65(62)	65(62)	65(63)	65(63)	65(64)	65(64)	65(65)	65(65)	65(65)	65(65)	65(65)	65(65)	65(65)
S31.4.2 ~S32.4.1	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤
S32.4.2 ~S33.4.1	64歳 再任用④	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤
S33.4.2 ~S34.4.1	63歳 再任用③	64歳 再任用④	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤
S34.4.2 ~S35.4.1	62歳 再任用②	63歳 再任用③	64歳 再任用④	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤
S35.4.2 ~S36.4.1	61歳 再任用①	62歳 再任用②	63歳 再任用③	64歳 再任用④	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤
S36.4.2 ~S37.4.1	60歳 定年退職	61歳 再任用①	62歳 再任用②	63歳 再任用③	64歳 再任用④	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤
S37.4.2 ~S38.4.1	59歳	60歳 定年退職	61歳 再任用①	62歳 再任用②	63歳 再任用③	64歳 再任用④	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤
S38.4.2 ~S39.4.1	58歳	59歳	60歳 再任用①	61歳 再任用②	62歳 再任用③	63歳 再任用④	64歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤
S39.4.2 ~S40.4.1	57歳	58歳	59歳	60歳 再任用②	61歳 再任用③	62歳 再任用④	63歳 再任用⑤	64歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤
S40.4.2 ~S41.4.1	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳 再任用③	61歳 再任用④	62歳 再任用⑤	63歳 再任用⑤	64歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤
S41.4.2 ~S42.4.1	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳 再任用④	61歳 再任用⑤	62歳 再任用⑤	63歳 再任用⑤	64歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤
S42.4.2 ~S43.4.1	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳 再任用⑤	61歳 再任用⑤	62歳 再任用⑤	63歳 再任用⑤	64歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤
S43.4.2 ~S44.4.1	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳 再任用⑤	61歳 再任用⑤	62歳 再任用⑤	63歳 再任用⑤	64歳 再任用⑤	65歳 再任用⑤

※1 かつこ内は特定警察職員等における年金支給開始年齢を示したものの

(備考) 各年度で60歳に
なる者が年金を支給され
始める年齢 ※1

【旧期】公務員法再任用職員
・ § 28(4)(ア) ・ § 28(5)(イ) ・ § 28(5)(ロ)

【改訂期】・ § 8(1) ・ ② (暫定再任用→採用されたものと見なし任期を継承)

【暫定再任用職員】
【改訂期】
・ § 8(1) ・ ③(ア) ・ § 8(1)(ロ)

【特定年齢】(改訂期 § 4(1))

【改訂期】
・ § 12(1) ・ ③(ア) ・ § 12(1)(ロ)

60歳の誕生日以後は、定年前再任用期間満了が可能
【新増設】 § 32(1) 【改正附則】 § 3(1)

3 定年延長にかかわる問題点と課題

① 年齢による賃金差別

定年が延長されるということは、60歳前と全く同じ職務・職責を有するという事です。これまでと全く同じ仕事を続けているにもかかわらず、年齢で区切って給料を下げるとするのは、公務員の「職務給の原則」（地公法第24条）に反するものです。

② 50代の給料も下げられる

人事院は、「60歳前後の給与水準が連続的なものになるよう検討する」としています。つまり60歳で給与がガクンと下がるのではなく、それ以前の50歳代から給料を連続的に下げるということです。これは絶対に容認できません。

③ 暫定再任用制度の問題

定年の段階的延長が始まると、「暫定再任用制度」が設けられます。給与の仕組みは現行の再任用制度と同一とされています。

しかし現行の再任用制度では、給料は正規職員の6割以下、一時金の支給月数も少なく抑えられ、住居手当や寒冷地手当などの生活関連手当は支給されていません。また現行の再任用制度は、「定数法の枠内」とされており、希望者全員が再任用される保障もありません。この制度自体の抜本的改正が急務です。

④ 円滑な世代交代が必要

現状でも教職員の年齢構成はアンバランスで、かつて新規採用が極端に厳しい時期もありました。2023年度からの定年延長は2年ごと1歳の引き上げとなり、隔年で定年退職者が出ない年度が生じることから、年度によっては新規採用者が抑制され、その年度だけ採用試験が厳しくなるという事態になりかねません。教員採用試験を計画的に、毎年行うようにさせる必要があります。

⑤ 定年まで働き続けられる勤務改善

定年が延長されても、「このままでは65歳まで働くのは無理だ!」との声があがっています。今の長時間過密労働のまま、しかも給料を下げられて「今まで通りに働いてください」と言われても、働く意欲を維持するのは無理です。

正当な時間外手当の支給はもちろん、高年者の勤務軽減、体育代替の配置、特に希望する先生以外は原則担任外とするなど、具体的な配慮措置が必要です。

